

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第1編 第3章：住所

第40条 権利の行使および(民事的)義務の履行について、自然人の住所はその常居所地であり、場合によっては、民事訴訟法が定める地である。

外国に業務のため居住し治外法権を享受する外交官の住所は、スペイン内で最後に有していた地である。

第41条 法人を設立または認証した法律、または、財団の定款あるいは規則が法人の住所を定めていないときは、その法定代表が設定されている地、または、その組織が主に活動している地にあるものとみなす。